

平成25年（ワ）第515号 福島第一原発事故損害賠償請求事件
原告 遠藤 行雄 外19名
被告 東京電力株式会社, 国

第8準備書面 (山林の価格について)

2013（平成25）年12月11日
千葉地方裁判所民事第3部合議4係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 福 武 公 子

弁護士 中 丸 素 明

弁護士 滝 沢 信
外

山林の価格について

1 山林の価格の算定方法は、第4準備書面の1及び2で述べているところであるが、金額の具体的な算定根拠は、以下のとおりである。

2(1) 用途林地の地価について

用途林地の平成23年の都道府県地価調査に基づく全国の土地（572地点。別紙のとおり）の平均価格は、10aあたり26万3216円である。

(2) 森林国営保険法の保険金額について

森林については、森林火災等の事由による損害の填補のため、森林国営保険法が定められている。人工林で森林火災等が生じた場合、施行令別表第2により樹種、林齢ごとに標準となる保険金額が定められている。

これら保険金額の標準の平均金額を算出すると、1haあたり212万6585円、10aあたり21万2659円である。

3 農地価格の10パーセントの妥当性

上記2の各平均金額に鑑みれば、山林については取引事例に乏しいこと等を

加味しても、山林の価格は、少なくとも農地価格の１０パーセントである１０
a あたり１３万４０００円を下らないというべきである。

以 上